

オーストリア共和国における連邦制  
—連邦国家における権限配分を中心として—  
(16)

奥 正 嗣\*

**Federalism in the Federal Republic of Austria**  
— The division of responsibilities between *Bund* and *Länder* —  
(16)

Masatsugu Oku \*

**Abstract**

A federal state consists of smaller individual states, nine in Austria, and responsibility for legislation, administration and jurisdiction are divided between the states and the federation.

This paper examines the Federalism in the Federal Republic of Austria, chiefly the division of functions between *Bund*, the federal state, and *Länder*, the individual states.

Firstly, we see the main provisions of the Austrian Constitution (*Bundes-Verfassungsgesetz* [*B-VG*]) related to these functions, namely Articles 10-15, which show clearly the centralization of Austrian Federalism in comparison with that of Germany or Switzerland.

Secondly, we see the participation of *Länder* in the legislation or administration of *Bund*, and the co-operation of *Bund* with the legislation or administration of *Länder*.

Thirdly, we see examine the control and compulsory execution of *Bund* on *Länder*.

Lastly, we examine the relations between the constitution of *Bund* and that of *Länder*.

**キーワード**

連邦と州との間の権限配分、オーストリア連邦憲法10条 - 15条、財政憲法律、化石理論 (Versteinerungstheorie)、配慮原理 (Berücksichtigungsprinzip)、観点理論 (Gesichtspunktetheorie)、連邦と州の協力、州に対する連邦の監督、協働的連邦国家

---

\* おく まさつぐ：大阪国際大学名誉教授〈2021. 11. 16 受理〉

## 目次

第5章までの目次については、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第34巻第3号（令和3年3月）の目次および第35巻第1号（令和3年10月）を参照。

### 終章 総括および今後の展望

#### 1. 権限配分の法源

- (1) 権限秩序における統一性および体系の欠如
- (2) 「一般的権限秩序」と「特別の（特別領域における）権限秩序」
- (3) 連邦憲法（B-VG）における特別の権限規定
- (4) 連邦憲法律、憲法規定、国家条約における権限規定
- (5) 憲法裁判所による権限確定

（以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第35巻第1号、令和3年10月）

- (6) オーストリア憲法の分断、まとまりの悪さ、新たな改革（編入方式）

#### 2. 権限配分の構造

- (1) 一般的権限配分（4つの主要類型）
- (2) 権限分離と横断事項（複合事項）
- (3) 一般的権限配分（4つの主要類型）の特例
- (4) 非高権的行政（私経済行政）における権限中立性
- (5) 本節のまとめ

#### 3. 権限配分の解釈規準

- (1) 化石理論（化石原則）（「権限内容の固定化（Fixierung）」）
- (2) 体系（制度）内の永続的發展の原則（「権限内容の弾力化（Dynamisierung）」）
- (3) 観点理論（観点原則）、累積（重なり）原則（「権限の累積（Kumulation）」）
- (4) 配慮原則（「権限間の調整（Koordination）」）

（以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第35巻第2号、令和4年1月）

#### 4. 権限分離領域の統合（集中、調整、協働）

- (1) 「集中」
- (2) 「調整」
- (3) 「協働」

#### 5. 補完性（Subsidiarität）の原則

- (1) 「補完性の原則」の意義
- (2) 「補完性の原則」の存在根拠
- (3) 「補完性の原則」と連邦憲法、州憲法
- (4) 手続的原則としての「補完性の原則」

#### 6. オーストリア連邦主義の現実と連邦国家改革

- (1) 権限配分の問題点
- (2) 連邦国家改革の必要性、オーストリア諮問会議
- (3) 連邦と州の「形式的対等性」と「実質的非対等性」

- ①連邦国家の国家法（憲法）的概念
  - ②オーストリアの連邦制
  - ③連邦と州の「形式的対等性」
  - ④連邦と州の「実質的非対等性」
- （以上、本号）

## 終章 総括および今後の展望

### 4. 権限分離領域の統合（集中、調整、協働）

連邦と州間の国家的機能（権限、任務）の配分（Aufteilung）は、連邦国家原理の本質的要素である<sup>(1)</sup>が、本章で既に概観したように、連邦と州との間の権限配分は、権限領域の法的な分断（Zersplitterung）によって、完結的な規制および統一的な措置に基づくところの‘より良い’‘より効率的な’問題処理ができる状態に至っていない<sup>(2)</sup>。このことは、とりわけ横断事項（Querschnittsmaterien）（本章2.（2））に関して当てはまる。権限配分の構造における排他的な「権限分離原則」（本章2.（1）（2））、および、権限配分の解釈規準における化石理論、その延長（時間的拡大）としての「体系（制度）内の永続的発展の原則」、さらに、それらの理論ないし原則に基づくところのさまざまな観点（「観点理論」）による「累積（重なり）原則」（本章3.（1）（2）（3））が分断効果を有し、権限法的に分離した領域の「統合（Integration）」の必要性を生み出す。この「統合」の必要性は、さまざまな方法によって実現しうる。可能性として、唯一の立法主体への権限の「集中（Konzentration）」、両者の権限の「調整（Koordination）」、および「協働（Kooperation）」などさまざまな手法が考えられる<sup>(3)</sup>。

#### （1）「集中」

分断した権限の統合目的での権限の「集中」は、通常、憲法上の権限配分の改正を必要とする。ただ、必要性権限にあっては、権限集中が憲法上授権されているので、単純立法（たいていは連邦法律）の方法で、権限集中をもたらすことができる<sup>(4)</sup>（本章2.（3）⑥「必要性立法」の箇所を参照）。また、とりわけ経済法（経済統制法）領域における単純連邦法律中に含まれる特別な憲法規定（‘Kompetenzdeckungsklauseln’〔権限補填条項〕）によっても連邦への権限集中をもたらすことができる<sup>(5)</sup>（本章1.（4））。

しかし、この戦略は、相手方権限主体（たいていは州）の権限を縮小するので、他の可能性が模索される<sup>(6)</sup>。

#### （2）「調整」

##### ①配慮原則

連邦と州間の権限調整で最も重要なのは、権限配分の解釈規準でもある「配慮原則」である。「配慮原則」は、原則的に、連邦と州の対等性（Parität）、それゆえ、平等原則（Gleichheitsprinzip）を出発点としており、連邦監督の一場合でも、また連邦監督措置の授権でもない。しかし、「権限配分の解釈規準」（本章3.（4））の箇所でも触れたが、憲法判例において、配慮原則、とりわけ配慮義務は、實際上、州に対する法的な連邦監督の手段として、しばしば連邦権限の制限のためよりも州権限の制限のための機能を果たして

いることに留意する必要がある<sup>(7)</sup>。

### ②間接連邦行政

連邦憲法には、連邦（州）の立法および執行に対する州（連邦）の協力ないし参与が規定されている。「間接連邦行政」という形式での連邦の執行に対する州の協力ないし参与が存在する。間接連邦行政も、憲法上の協働形式の一つであり、費用のかかる行政機関の二重性（行政の複線性）を回避し、連邦と州を最も緊密な方法で結び付ける。連邦行政事務の遂行に際して、州知事を通して州に内容的な影響ないし形成の可能性を与え、連邦および州の行政任務の調整（Koordination）、連邦国家的権限配分における州の弱い立場に対する一種の調整（Ausgleich）の重要な手段である<sup>(8)</sup>。判例（VfSlg 11403/1987）によれば、間接連邦行政の制度は、オーストリア連邦国家的秩序の本質的な要素とみなされる<sup>(9)</sup>。

しかし、量的に非常に広範な領域において、州の最高行政機関である州知事を連邦政府の強力な監督権および指示命令権（訓令権）に服属させることは、オーストリアを、分権化された統一国家に近づけるものであり、オーストリア連邦国家の中央集権的構造の特徴を示している<sup>(10)</sup>。それゆえに、憲法裁判所の判決（VfSlg 11403/1987）が、間接連邦行政は連邦国家的秩序の本質的な要素であり、連邦憲法 44 条 3 項（連邦憲法の全部改正）の保護の下にあると述べる<sup>(11)</sup>のは疑問であるとされている<sup>(12)</sup>。この見解によれば、間接連邦行政は連邦国家の典型的な徴標（Merkmal）ではないので、単一国家的な危険にさらされた連邦国家原理を強化する意味において、間接連邦行政を自立的州行政（連邦憲法 11 条）にすべて、または大部分替えても、必ずしも連邦憲法の全部改正に当たらないとする<sup>(13)</sup>。間接連邦行政においては、州は連邦の指示命令（訓令）に服するので、間接連邦行政を州の自立的権限に移管することは、州のより一層の強化をもたらすことができる（執行連邦主義〔Vollzugsföderalismus〕）<sup>(14)</sup>。

### ③私経済行政

連邦憲法 17 条（連邦および州の私経済行政活動）に基づき、連邦および州が、私経済行政の措置でもって、あたかも、相手方の権限領域に‘侵入’し（eindringen）、極端な場合には、権限を有する相手方当事者によって為された高権的規制の効果を妨害する（konterkarieren）こともできるゆえに憲法政策的には問題がないわけではない。しかし他方、私経済行政の権限中立性は、私法的手段でもって、連邦および州の弾力的な行動、および権限配分の厳格な枠を超えた連邦および州行政の調整（Koordination）を可能にする。例えば、運輸事業の運営、道路建設、発電所・ガス製造工場・給水施設・廃棄物処理施設・大学・学校・劇場・博物館・図書館の設置などの生存ないし生活配慮行政、スポーツ助成などの助成行政など、広く給付行政実現のための連邦および州を横断する共通の制度を挙げることができる<sup>(15)</sup>。

しかし、連邦は、私法の領域において、民事法、会社法、社団法、財団法、組合法など重要なあらゆる法制定権限（連邦憲法 10 条 1 項 6 号）を有しており、あらゆる種類の特別私法および公企業法を制定することができる。私経済行政における権限の自由は、連邦にも州にも同じように存するが、現実においては、連邦の高権限および財政力と結び付いて、連邦は州に対して、はるかに大きな影響力を及ぼしているといわれている<sup>(16)</sup>。

### (3) 「協働」

連邦憲法の「権限分離の原則」にもかかわらず<sup>(17)</sup>、連邦憲法は、協働的連邦国家モデルに相応するところの、連邦と州間の様々な形式の協働を規定する<sup>(18)</sup>。

連邦と州の「協働」の例として最も重要なのは、連邦と州との法的協働形式としての「公法上の協定（連邦憲法 15a 条）」である<sup>(19)</sup>。協定によって、原則的に分離して行使されている権限を調整することができる。国家政策的実務において、連邦憲法 15a 条の公法上の協定は一定の意義を得た。環境保護など横断事項（複合事項）の領域において、連邦と州間の調整のとれた権限執行を可能にする。例えば、「燃料油における最高限度許容しうる硫黄濃度に関する協定」（BGBl.Nr.292/1983, Nr. 133/1994）が、連邦と州間に締結され、統一的な限界値が定められた。連邦も州も、それぞれの権限領域において、法律ないし命令の公布によって協定を実施しなければならない。その際、連邦は営業上および産業上の燃料油の規制に関して、州は家庭用の燃料油の規制に関して、それぞれ権限を有する（それぞれにつき、連邦憲法 10 条 1 項 8 号、15 条 1 項）。ここにおいて、協定は、連邦権限と州権限の調整に奉仕する<sup>(20)</sup>。

しかし、過去において、連邦と州との間の協定による連邦主義的問題解決の期待が裏切られることもあった。重要な環境保護領域における協定草案の実現が連邦によって阻止され、一連の連邦憲法改正により連邦のための権限移行が為される。また、他の多くの連邦権限も、連邦と州との協定という手段を用いずに、新たに根拠づけられていった<sup>(21)</sup>。

オーストリア連邦憲法には、ドイツにおけるような真の権限法的な「共同任務」（ドイツ連邦共和国基本法 91a 条、91b 条）の制度は存在しない。それゆえに、現代の国家において絶えずますます複雑化している公任務の処理のための、とりわけ両権限にまたがる国家的任務（横断または複合事項）の実現に際しての連邦および州の自立のかつ同等権限での協力を可能にするところの公法上の協定の役割が期待される<sup>(22)</sup>。

さらにまた、連邦と州の法的協働（公法上の協定、協定立法など）と並んで、連邦と州との政治的・行政的協働形式として、連邦と州間のさまざまな会議、調整機関（州知事会議、州事務長官会議、オーストリア地域計画会議、財政調整関係における審議委員会〔Konsultationsgremium〕など）が存在する<sup>(23)</sup>。

## 5. 補完性（Subsidiarität）の原則

ペルトハレルによると、連邦国家は、具体的な連邦憲法制度の枠内における、自主独立の（selbständig）国家レベル（連邦と州）の「分離（Trennung）と交錯（関わり合い）（Verflechtung）のダイナミックな均衡」によって特徴づけられ、これらのレベルは、3つの制度原理（「補完性の原則」「配慮原則」「協働」）によって制御（コントロール）される。ところの機能的・組織的・法的関係において存在するとされる<sup>(1)</sup>。「配慮原則」「協働」については既に述べたので、ここでは、「補完性の原則」について簡単に指摘する。「補完性の原則」は、後述の連邦国家改革にも関連する。

### (1) 「補完性の原則」の意義

「補完性の原則」によれば、社会および政治的秩序は、より小さな社会的団体（家族、自

治体など)あるいはより下位の国家レベル(州)から、より大きな団体あるいはより上位の国家レベルないし統一体(連邦、EU)に向かって段階的に構成されるべきものとされる。「補完性の原則」は、任務配分のための秩序原則であり、それによれば、より小さな共同体はその固有の事務(Angelegenheit)をすべて自主的に処理するものとし、一般的利益に関わり、かつより上位のレベルにおいて「より良く(besser)」実現されうる事項についてのみ、より大きな団体によって執行されることを要求する<sup>(2)</sup>。ここにおいて、より大きな団体、より上位レベルでの任務処理が「より良く(besser)」行われる場合とはどういう場合なのかという問題が生ずる。学説的には、複雑な、または地域を越える関係性ないし重要性を有する任務の場合とする説<sup>(3)</sup>、演繹的にも、また、さまざまな連邦国家の権限秩序の比較などによる経験的知識を借りても答えを出すことはできないという説<sup>(4)</sup>などが存在する。

## (2)「補完性の原則」の存在根拠

ペルトハレルは、「補完性の原則」の存在根拠として、次の3つの原則ないし要請を挙げている。

### ①「社会的公正の原則」

「社会的公正の原則」によれば、より小さな共同体が自力で実現することができる活動領域を奪いまたは不必要に侵害することは公正ではない(ungerecht)とされる。もともと、「公正な(gerecht)」任務配分は、時代を超えて抽象的に決められるわけではなく、ある特定の社会的秩序における人間および共同体の具体的な歴史的生活状況の分析(分析的評価)を通して明らかになるとされている<sup>(5)</sup>。

### ②「効率および最適化の要請」

機能主義的最適化要請としての「補完性の原則」は、最善の、最も効率的な任務実現を保障する。経済的連邦主義(ökonomische Föderalismus)は、もともとは、それぞれの公任務の特性およびさまざまなレベル(市町村、州、連邦など)の空間的機能的な任務遂行条件から、任務配分の客観的な基準を合理的に導き出せると想定していた(「規模の経済」)。ところが間もなく、それと並んで、客観的とはいえ、時には、客観的な経済的衡量と全く矛盾するところの、伝統、市民の要望、最善・最大限の最適な受容など任務配分の連邦主義政策的な基準も存在することを認めざるをえなくなった。連邦憲法は、「補完性の原則」を規定する連邦憲法118条2項において、市町村の固有活動領域事項(事務)を、「市町村として具現した地域共同体の専らの利益または主たる利益に関し、かつ、その利益のために地域共同体によって処理されるのに適しているすべての事務」と定義する。ここにおいて「地域共同体の利益」には、客観的な効率的(経済的)利益のみではなく、地域の政治的利益も含まれる<sup>(6)</sup>。

憲法裁判所の判決においても、市町村統合の合理性の技術万能主義的理解に対して、疑念が提起されている。市町村統合が経済的に理想的な市町村規模にもかかわらず、自治行政における最適な任務実現が期待できないほど公民の抵抗が強かつ持続的な場合において、統合は憲法違反とされている(VfSlg 8108/1977, 9655/1983, 9793/1983, 9819/1983)<sup>(7)</sup>。

### ③「自己決定の原則」

「補完性の原則」は、自治行政および自治組織（「団体の自律性」）で終わるわけではなく、個々の人間の地位およびその私的領域（「個人の自律性」）にわたってまで貫徹し、‘個々の人の人格の自由な発展’と結びついている。その憲法上の根拠として、自治行政は、自由主義的法治国家制度の中に組み込まれており、それゆえ、個人の自由を保障する合法性原則並びに基本権および自由権の効力が、自治行政の範囲および内容を限界づけていることを挙げることができる<sup>(8)</sup>。

#### (3)「補完性の原則」と連邦憲法、州憲法

補完性の原則は、以上のような意義および根拠に基づき、市町村の固有活動領域（連邦憲法 118 条 2 項）への事務配分のための規準<sup>(9)</sup>として、また自治行政の組織原則（Strukturprinzip）（VfSlg 8215/1977）<sup>(10)</sup>として一般に認められている。オーストリア連邦憲法においては、一般的に保障されていない<sup>(11)</sup>が、チロール州憲法 7 条 1 項、フォラールベルク州憲法 7 条 1 項、ニーダーオーストリア州憲法 4 条 1 号において、また EU 条約（EU-Vertrag）（BGBl. III Nr.85/1999）5 条 3 項において保障されている<sup>(12)</sup>。例えば、ニーダーオーストリア州憲法 4 条 1 号は、「ニーダーオーストリア州は、公共の福祉の保障の下に、個人の人格の自由な発展を確保し、州公民の自助、公共のための自由意思に基づく活動、およびすべての社会的団体の連帯を促進し、専らまたは圧倒的な利益を具有し、自らの力によって処理されるのに適しているところの処理を、市町村ならびにより小さな共同体に任せなければならない」と定める。チロール州憲法 7 条 1 項も、ニーダーオーストリア州憲法とほぼ同じ内容である。フォラールベルク州憲法 7 条 1 項、オーバーオーストリア州憲法 9 条 1 項 1 号、2 項も、「補完性の原則」という文言を用い、趣旨を規定している。

連邦と州との間の具体的な権限配分は、広範な連邦権限ゆえに、補完性の原則に合致していないが、連邦主義的価値観の下において、補完性の原則を実行すべきものとされる。個々の州（とりわけフォラールベルク州とチロール州）は、補完性の原則を権限改革の核心として要求したが、連邦は、その改革計画に十分に応じていないとされている<sup>(13)</sup>。

#### (4) 手続的原則としての「補完性の原則」

補完性の原則は、手続的原則（Verfahrensgrundsatz）としても理解される。この意味における補完性の原則は、公正な権限配分を実現するために、そこにおいて上位レベル（団体、共同体）と下位レベル（団体、共同体）が共同で任務配分について決定するところの、権限配分の根拠および変更に関する相互の情報および協力手続を要求する。既に見たように、補完性の原則の適用は多くの評価を要求し、この評価は合理的にではなく政治的手続においてのみ解決されるので、この手続遵守は、非常に重要である。州の権限の制限の際の連邦参議院の同意権（連邦憲法 44 条 2 項）は、手続原則としての補完性の原則に対応するものとされている<sup>(14)</sup>。

## 6. オーストリア連邦主義の現実と連邦国家改革

### (1) 権限配分の問題点

既に指摘したように、現在のオーストリア憲法の権限配分は、過度に、複雑で、まとま

りが悪く、柔軟性に乏しく、かつ多くの点において時代に合ったものではなく、内容的にも改革の必要があるものとされている<sup>(1)</sup>。1920年、さらに君主制に遡る権限配分制度<sup>(2)</sup>は、現代国家の特定の任務（例えば、経済管理など）を何ら考慮に入れていない<sup>(3)</sup>。また、厳格な権限分離の原則によって、統一的な規制が合目的とされる多くの生活領域（例えば、環境法、エネルギー法など横断事項）において、連邦と州に権限が分断され、より良い（bessser）、より効率的な（effizienter）処理が困難となっている<sup>(4)</sup>。例えば、燃料油の硫黄濃度の削減規制に関し、連邦は営業および産業領域における燃料油に対して（連邦憲法10条1項8号）、州は家庭用の燃料油に対して（連邦憲法15条1項）それぞれ権限を有している<sup>(5)</sup>。それゆえ、「燃料油における最高限度許容しうる硫黄濃度に関する協定」（BGBl. Nr.292/1983, Nr. 133/1994）が連邦と州間に締結され、統一的な限界値が定められ、連邦権限と州権限の調整が行われた<sup>(6)</sup>（本章4.（3）参照）。

また、産業社会において重要な騒音問題についても、現在の権限配分によれば、一人の立法者によって規制できない。騒音克服のための権限は、騒音の源に従う結果、自動車、営業活動による騒音など‘連邦騒音’が存する場合には連邦立法者に、また、建築現場から生ずる騒音など‘州騒音’が存する場合には州立法者に帰属する（VfSlg 6262/1970）（本章2.（2）参照）。調整された解決の実現は困難であるとされる<sup>(7)</sup>。

さらに、2014年8月11日公布の連邦法律である「連邦エネルギー効率化一括法（Energieeffizienzpaket des Bundes）（BGBl. I Nr.72/2014）は、5つの連邦法律（Artikel 1 – Artikel 5）を含み、エネルギーの効率的使用を確保するための多数の法律的措置を伴っている。しかし、現在の権限法状況（権限法的分断）においては、調整のとれた解決の実現は困難である。それゆえ、一括法の中心を占める「連邦エネルギー効率化法」（Artikel 1）を含む3つの法律（他に Artikel 2, Artikel 4）のそれぞれ第1条に、憲法規定である‘権限補填条項（Kompetenzdeckungsklauseln）’<sup>(8)</sup>を置き、「この連邦法律に含まれている法規定の発布、改正、廃止および執行は、連邦事項である」と定め、連邦による統一的規制を実現する<sup>(9)</sup>。しかし、連邦法律の中での憲法規定の増加<sup>(10)</sup>によって、連邦憲法の分断がさらに加速される。

以上のように、現在のオーストリアにおける権限法的秩序は、連邦および州における権限・任務・責任関係の機能的かつ効率的な形成をしばしば困難にする<sup>(11)</sup>。連邦憲法は、‘壊滅的な（ruinös）状況’に至っているといわれるゆえんである<sup>(12)</sup>。

## （2）連邦国家改革の必要性、オーストリア諮問会議

連邦憲法における連邦と州の権限配分は、複雑であるのみではなく、多くの領域において、現代国家の需要に対して合目的に対処できるように形成されていない<sup>(13)</sup>。とりわけ、EU加入、およびそれに伴って生じたところの重要な権限のEUレベルへの移動後においては、EU構成国の連邦国家的構造を顧慮しないEU法の国内的転換（置き換え）の要請に応えるためにも、権限配分を簡素化（vereinfachen）しなければならなくなった<sup>(14)</sup>。

2003年5月から2005年1月にかけて開催されたオーストリア諮問会議（Österreich-Konvent）<sup>(15)</sup>は、連邦憲法の全体的改革への新たな試みであり、根本的な国家改革および憲法改革のための提案を行うものとされた。このオーストリア諮問会議は、権限配分の領域



において、“3本柱モデル (Drei-Säulen-Modell)” を提案した。それによると、連邦と州の権限は簡素化され (vereinfacht)、3つの権限の束にまとめられ、同時により弾力的に形成されるべきものとされる。“3本柱モデル” の第1の柱は専ら連邦権限を、第2の柱は専ら州権限を含み、第3の柱は連邦と州の混合権限を包括するものとされた。この第3のより詳細な形成に関しては、さまざまな見解が存在したといわれる<sup>(16)</sup>。

オーストリア諮問会議の審議に基づき、憲法改革措置に関する提案がまとめ上げられた。2008年1月4日の連邦憲法律に基づく「連邦憲法改正 (B-VG -Novelle)」 (BGBl. I Nr.2/2008, Artikel 1) および「第一次連邦憲法整理法 (Erstes Bundesverfassungsrechtsbereinigungsgesetz)」 (BGBl. I Nr.2/2008, Artikel 2) がその第一歩であった。「連邦憲法改正」によって、憲法的関連性を有するいくつかの規定が改められ、特別憲法の必要性が減少した。その例として、連邦領域内部の州境界変更につき、連邦と関係諸州の「協定憲法律」 (以前の連邦憲法3条2項) から「協定法律」 (連邦憲法3条3項) に変更、行政機関に対する上級行政機関の訓令拘束の例外につき、「憲法に別段の定めがある場合」 (以前の連邦憲法20条1項) から「法律に別段の定めがある場合」 (連邦憲法20条1項、2項) に変更、条約の議会による承認につき、「憲法を変更または憲法を補充する内容を有する条約」 (以前の連邦憲法50条3項) から「法律を変更または法律を補充する内容を有する条約」 (連邦憲法50条1項1号) に変更、それに対応して、国民議会の決議の準用規定も44条1項、2項を削除して42条1項-4項に限定 (連邦憲法50条3項)、などを挙げることができる<sup>(17)</sup>。また、「第一次連邦憲法整理法」によって、いくつかの連邦憲法律、および多くの憲法規定が廃止ないし効力を停止され、またはその憲法的地位を奪われ単純連邦法律に格下げされたことは前述したとおりである (本章1. (6) ① 参照)。

また、オーストリア諮問会議の審議に基づき、2012年に行政裁判制度改正 (BGBl. I Nr.51/2012) が行われ、2014年1月1日に発効した。行政内の審級が廃止され、州における独立行政審判所などが解散し、2つの審級の (2段階の) 行政裁判所 (VwG, VwGH) 制度が確立された。第1審の行政裁判所 (VwG) としての連邦行政裁判所 (BVwG)、連邦財政裁判所 (BFG) および各州の行政裁判所 (VwG der Länder, LVwG) (“9 + 2-モデル”)、および上告審としての連邦行政最高裁判所 (VwGH) による隙間のない司法的行政統制制度が導入された<sup>(18)</sup>。

さらにまた、連邦立法の州立法に対する優位を根拠づけ<sup>(19)</sup>、連邦主義的価値をほとんど有しないとして諸州によってその廃止が要請されていた<sup>(20)</sup>「原則についての立法と施行立法の権限類型 (連邦憲法12条)」が、2019年1月15日の連邦法律に基づく連邦憲法改正 (BGBl. I Nr.14/2019, Artikel 1 [憲法規定]) によって、権限構成要件事項が、救貧制度、療養所および介護施設 (以上、12条1項1号)、電気事業の一部 (連邦憲法12条1項2号) に制限された<sup>(21)</sup>。連邦憲法12条の権限類型自体の廃止を目指しての努力が続けられている<sup>(22)</sup>。

### (3) 連邦と州の「形式的対等性」と「実質的非対等性」

#### ① 連邦国家の国家法 (憲法) 的概念

国家法 (憲法) 的意味における連邦国家は、今日支配的な国際的理解によれば、いくつ

かの国家から構成される一つの国家 (ein Staatenstaat) である。この連邦国家概念が、アメリカおよびスイスなど古典的な連邦国家概念であるとされる<sup>(23)</sup>。

連邦国家は、憲法による国家権力の配分制度であり、少なくとも次の4つの特性を有している<sup>(24)</sup>。

(i) 連邦と支分国 (州) 間の国家性 (主権) ないし国家的機能 (権限、任務) の配分<sup>(25)</sup>。支分国の同意をもってのみ変更しうる憲法上の「権限配分」(連邦による州権限の一方的な制限に対する憲法的保護)。連邦および支分国は、それぞれの権限内においては、国家権力の自立的かつ対等な主体 (「二重の政府」)。

(ii) 連邦の国家意思形成 (特に、憲法高権、連邦立法) への「支分国の協力 (参与)」および「共通の制度」。

(iii) 「支分国の憲法自律性」。

(iv) 「国家性の配分に相応する連邦主義的財政秩序」。国家的機能の配分に相応する課税権、租税収益、および課税責任の配分。連邦国家のすべての構成主体 (連邦・州・市町村) の同意でもってのみ成立する財政調整。

(i) ~ (iv) のどれを連邦国家原理の本質的要素と考えるのかについては、論者によって微妙に違いがある。ペルトンハレルによると、(i) ~ (iv) のすべてが連邦国家的憲法の制度的最低基準であり、これらが欠ければ、その公的団体は「連邦国家」として特徴づけることができないとする<sup>(26)</sup>。

判例 (VfSlg 2455/1952 [州籍判決]) によれば (i) および (ii) に相当するところの、国家的機能の配分すなわち権限配分、および連邦立法への「支分国の協力 (参与)」が、連邦国家原理の本質的要素とされている<sup>(27)</sup>。

それゆえ、判例によれば、連邦国家的組織形態にとって典型的なこれら2つの制度の単なる修正ではなく廃止が、連邦国家原理の本質的要素を侵害するものとして連邦憲法の全部改正 (連邦憲法 44 条 3 項) とみなされることとなる。

もっとも、州の不利益となる権限配分の変更が、いかなる程度において、また、いかなる条件の下において、連邦国家原理の本質的核心を侵害し、連邦憲法 44 条 3 項の意味における連邦憲法の全部改正と評価されるのかは、明らかでない。各権限の変更自体が、連邦憲法の全部改正と評することができなくても、1920 年から 1933 年の間の、および 1945 年以降の、連邦権限の構築に対応する継続的な州権限の解体が、連邦国家の ‘ひそかな全部改正 (schleichende Gesamtänderung)’ (VfSlg 11927/1988, VwGH 19.8.1997, 97/16/0296) の状態に至ったことが学説上主張されている<sup>(28)</sup>。

## ② オーストリアの連邦制

連邦憲法 (B-VG) によって設立されたオーストリアの連邦制は、原則的に、①で指摘した典型的な連邦国家のすべての基本的特性を有しているが、ドイツ、スイスなど他国と比較して、非常に中央集権的に形づくられており連邦主義が弱いのが特徴である。さまざまな要因が考えられるが、オーストリアの連邦国家は、初めから、連邦国家的観念 (連邦主義者) と中央集権的観念 (中央集権主義者) との妥協の産物であり、最終的に、「中央集権的特徴を有する連邦国家」が実現されたという歴史的要因を挙げることができる<sup>(29)</sup>。連邦

主義強化のいくつかの歩みがあったが、中央集権的特徴は今日まで続いている<sup>(30)</sup>。連邦主義的傾向と中央集権的傾向の対立は、オーストリア憲法の展開の歴史（憲法史）のみではなく、現在の憲法理論<sup>(31)</sup>においても、重要な役割を演じている<sup>(32)</sup>。

### ③連邦と州の「形式的対等性」

連邦憲法は、連邦および州権限の「厳格な分離」、「権限領域の排他性（独占性）・独立性」を原則とし、連邦および州を、連邦国家において同等の権限を有するパートナー<sup>(33)</sup>として規定する。ここから、連邦および州の機能（Funktion）<sup>(34)</sup>の基本的同位、連邦と州の権限（Kompetenz）の形式的対等性が生ずる（連邦と州の対等性（Parität）の原則）<sup>(35)</sup>。

### ④連邦と州の「実質的非対等性」（連邦の権限高権〔Kompetenzhoheit〕）

しかしながら、多くの連邦国家においては、連邦と州との国家的機能（権限、任務）の配分は、連邦国家の憲法自体によって行われる。権限配分秩序を決定する権限（Kompetenz-Kompetenz）<sup>(36)</sup>は、連邦憲法立法者（連邦の議会）に帰属し、連邦と州間の権限配分は、原則的に連邦憲法によって規定される<sup>(37)</sup>。連邦権限の一つとして、「連邦憲法」事項が挙げられている（連邦憲法 10 条 1 項 1 号）<sup>(38)</sup>。それゆえ、権限配分は、特別多数という拘束を伴う（連邦憲法 44 条 1 項）<sup>(39)</sup>が、連邦の議会という連邦機関によって一方的に変更される<sup>(40)</sup>。

もっとも、連邦の議会の第二院として州代表の連邦参議院が存在しているので、連邦による州権限の一方的制限に対して憲法上保護されている（連邦憲法 44 条 2 項）<sup>(41)</sup><sup>(42)</sup>。さらに、「連邦国家原理」（連邦憲法の基本原理）の本質的要素でもある州の自立的権限、自律的活動権限（特に立法における）を廃止または著しく変更することは連邦憲法の全部改正に該当し、全連邦国民の投票に付される（連邦憲法 44 条 3 項）<sup>(43)</sup>。

連邦と州間の権限配分は、連邦憲法に基づいて単純立法にも委任することができる<sup>(44)</sup>。連邦憲法は、単純立法による権限配分秩序を決定する権限（Kompetenz-Kompetenz）を認めている。財政憲法（1948 年財政憲法律 3 条 1 項）および財政調整（単純連邦法律としての 2017 年財政調整法〔BGBl. I Nr.116/2016〕）（2021 年 12 月 31 日に失効予定〔同法 31 条〕であったが、2023 年末まで 2 年間延長されている）の領域における連邦立法者の権限、また、必要性立法（本章 2.（3）⑥参照）、さらに、連邦の立法および執行権限に服させるため、通行の重要性を有する一定の通りを、連邦法律によって連邦道路であると宣告すること（連邦憲法 10 条 1 項 9 号）などにおける連邦立法者の権限を挙げることができる<sup>(45)</sup>。

連邦憲法の州憲法に対する一般的優位（連邦憲法 99 条 1 項）、および憲法立法者として連邦に帰属する「権限配分を決定する権限（Kompetenz-Kompetenz）」ならびに連邦の単純法律による「権限配分を決定する権限（Kompetenz-Kompetenz）」が、連邦憲法上の連邦と州の形式的対等性（formelle Parität）を破壊する<sup>(46)</sup>。連邦に圧倒的多数の国家的任務を配分する連邦憲法の権限構造が、連邦の明らかな支配によって示される。実質的観点からは、連邦と州の対等を語ることができない<sup>(47)</sup>。

（「終章 6.（3）⑤連邦と州の「実質的非対等性」の具体例」以下は、次号に続く）

注

終章

4.

- (1) Theo Öhlinger, S. 57 ; Walter Berka, S. 50 ; Peter Pernthaler, S.299; VfSlg 2455 / 1952. VfSlg 2455 / 1952 は、州籍 (Landesbürgerschaft) の廃止が連邦制を保障する連邦憲法に違反しないのか問題となった事例である。オーストリアの連邦国家的性格を本質的に侵害するものではなく、それゆえ、連邦憲法 44 条 3 項の連邦憲法の全部改正に該当しないとされた。Theo Öhlinger, SS.116-117; Walter Berka, S.50. また、第 5 章 2. (4) も参照。
- (2) Bernd-Christian Funk, S.145; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.327.
- (3) Ludwig K. Adamovich (Band 1), SS.327-330.
- (4) Ludwig K. Adamovich (Band 1), SS.327-328.
- (5) Bernd-Christian Funk, S.144; Walter Berka, SS.125-126; Peter Pernthaler, S.322; Ludwig K. Adamovich (Band 1), SS.297-298, S.328.
- (6) Bernd-Christian Funk, S.146; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.327.
- (7) Peter Pernthaler, S.348, S.511.
- (8) Bernd-Christian Funk, S.96; Theo Öhlinger, S.145, S.150; Walter Berka, S.239; Heinz Mayer, S.29; Peter Pernthaler, S.376, S.377.
- (9) Theo Öhlinger, S.146; Walter Berka, S.50, S.239; Peter Pernthaler, SS.305-306; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.133, S.180.  
 VfSlg 11403/1987 において、1985 年 10 月 31 日の連邦法律であるワイン法 (BGBl. Nr.444/1985) 37 条 1 項が問題となった。ワイン法 37 条 1 項は、ワインの監督に関して、連邦農林大臣の責務とし、連邦農林大臣は、このために特別に訓練された機関であるところの連邦ワイン醸造所検査官 (Bundeskellereiinspektor) を使用しなければならないと規定する。判決は、「検査官は、連邦大臣に直属しながらも比較的独立した補助機関として間接連邦行政を執行する。連邦大臣は、間接連邦行政の任務を処理するために、連邦大臣に直属する補助機関を用いることは許されるが、このような授権は憲法によって制限される。間接連邦行政の制度 (連邦憲法 102 条) は、オーストリア連邦憲法における連邦国家的基本原理 (連邦憲法 2 条 1 項) の本質的要素である。アダモヴィッチ、フンクなどが正当に指摘するように、間接連邦行政は、連邦任務の執行の領域において州に影響可能性を付与し、州の相対的強化につながる。間接連邦行政の主体としての州知事を排除 (Ausschaltung) ないし州知事を迂回 (Umgehen) することによって間接連邦行政の原理を空洞化することは憲法違反であり、ワイン法 37 条 1 項は廃止されるものとする」と述べる。
- (10) Theo Öhlinger, SS.145-146; Peter Pernthaler, S.305.
- (11) Theo Öhlinger, S.146; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.133.
- (12) Theo Öhlinger, S.58, S.146; Peter Pernthaler, SS.305-306.
- (13) 間接連邦行政を連邦国家の本質的要素と考える見解に懐疑的な立場から、Theo Öhlinger, S.58; Peter Pernthaler, S.306. また、必ずしも懐疑的とはいえない立場からも同旨、Walter Berka, S.50, S.239; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.133. 例えば、ベルカの見解によると、間接連邦行政は、権限配分において弱い立場にある州の立場に対するある種の調整であるが、間接連邦行政を廃止する補償として、連邦憲法 11 条に基づく自立的権限をより多く州に認めるならば、必ずしも憲法の核心に抵触するものではないとされている。
- (14) Bernd-Christian Funk, S.96; Walter Berka, S.52; Peter Pernthaler, S.376; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.180.
- (15) Bernd-Christian Funk, S.157, S.225; Walter Berka, S.124; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.319.
- (16) Peter Pernthaler, SS.316-317.

- (17) Theo Öhlinger, SS.149-150; Walter Berka, S.142; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.329.
- (18) Walter Berka, S.142; Heinz Mayer, SS.88-89; Peter Pernthaler, S.302; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.330.
- (19) Theo Öhlinger, SS.150-152; Walter Berka, SS.142-144; Peter Pernthaler, S.308.
- (20) Bernd-Christian Funk, SS.325-326; Walter Berka, S.143.
- (21) Theo Öhlinger, S.50; Peter Pernthaler, S.291, SS.321-323, S.438; Ludwig K. Adamovich (Band 1), SS.109-116.
- (22) Peter Pernthaler, S.308.
- (23) Walter Berka, SS.144-145; Peter Pernthaler, SS.446-450.

5.

- (1) Peter Pernthaler, SS.306-307.
- (2) Bernd-Christian Funk, SS. 265-266; Theo Öhlinger, S.241; Walter Berka, S.48; Peter Pernthaler, S.307, S.341, S.343, S.417; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.174; Ludwig K. Adamovich (Band 2), S.216; Ludwig K. Adamovich (Band 4), S.46, S.281.
- (3) Walter Berka, S.48; Peter Pernthaler, S.341.
- (4) Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.174.
- (5) Peter Pernthaler, S.216.
- (6) Peter Pernthaler, S.217.
- (7) Peter Pernthaler, SS.216-217.

① VfSlg 9819/1983 において、ニーダーオーストリア州の 1971 年地方自治体構造改革法 (Kommunalstrukturverbesserungsgesetz) (LGBLNr.264) 3 条 15 項 3 号における 3 つの自治体 (ゲマインデ) (Otterthal, Trattenbach, Raach) の統合が、連邦憲法 7 条の平等原則に違反しないのか問題となった。判決は、「人口 1,000 人未満の小さな自治体の統合は通常は公正 (sachlich) であるが、絶対的ではなく特別事情の下に例外が存する。統合される自治体は、山の多い地域に存在しており、既存の地理的および地勢的關係から、1971 年の自治体統合は極めて非合目的であるように思える。当該自治体間は非常に大きく距離が離れており、既存の公共交通手段も非常に便利で有益だというものではない。自家用自動車の利用も、時間を浪費し費用もかかる。統合自治体の中心地に位置する新庁舎までの距離がより遠くなる旧自治体にとっては、より不便となる。自治体組織の変更が公正であるためには、全体的にみて、自治体自体の改善をもたらすものでなければならない。しかし、本件はそうではない。既存の地理的状況は、統合される各自治体相互の密接な関わり合いと対立するものであり、機能を発揮する自治体にとって本質的ともいえる個々の自治体間の連帯感 (Zusammengehörigkeitsgefühl) の育成を妨げるものである。自治体統合によって生ずるかもしれない財政力の強化は、統合によって生ずる不利益を埋め合わせることができない。このような展開は、1971 年当時の立法者にとって予想することが可能であった。しかし、1971 年当時の立法者は、地理的状況から予見できていたにもかかわらず、とりわけ山の多い状況ゆえに交通的に極めて不便な状態でお互いに結びついている個々の自治体間の統合を進めることによって、関係住民に、取り立てて言うほどの長所もなく、多数の不利益をもたらした。1971 年地方自治体構造改革法 3 条 15 項 3 号は平等原則 (Gleichheitsgebot) に反するゆえに憲法違反である。1971 年地方自治体構造改革法は、既に 1981 年のニーダーオーストリア州法律 (LGBL 1030-7) によって廃止されているので、連邦憲法 140 条 4 項に基づき、地方自治体構造改革法 3 条 15 項 3 号は憲法違反であったと宣言する」と述べる。この判決は、次に挙げる VfSlg 8108/1977 を引用している。

② VfSlg 8108/1977 においては、ニーダーオーストリア州の 1975 年地方自治体構造改革法 (Kommunalstrukturverbesserungsgesetz) (LGBL 1451-0) 2 条 3 項 3 号における 2 つの自治体 (ゲマ

インデ) (Alberndorf, Haugsdorf) の統合が、連邦憲法7条の平等原則 (Gleichheitsgebot) に違反しないのか問題となった。判決は、「小さな自治体の他の自治体との統合は、通常は公正 (sachlich) であるが、特別事情が存すれば、このような統合は不公正 (unsachlich) であり、平等原則 (連邦憲法7条) 違反として憲法違反になりうる。アルベルンドルフの人口は、統合当時 653 人であったが、特別に豊かな自治体であった。チェコの国境周辺に位置し、この状況は、住民に経済的困難をもたらしている。しかし、観光に対する特別の努力によって対処し成功を取め、‘ヨーロッパゲマインデ’ の称号も与えられた。アルベルンドルフの住民は、自己の自治体への特別の連帯感 (Gehörigkeitsgefühl) を有しており、そのことはさまざまな活動に示されている。住民は、自治体ハウグスドルフとの統合に断固として反対していた。自治体統合は、自治体に対するこの積極的な姿勢に不利な作用をおよぼす。立法者は、このことを予見しなければならなかった。1975 年地方自治体構造改革法2条3項3号は憲法違反として廃止される」と指摘する。

両判決とも、自治体統合および自治体存続には、財政的基盤の強化のみでなく地域公民の連帯感がとりわけ重要であることを示唆する。

しかし、関係自治体 (公民) の意思に反する自治体統合も、必ずしも公正でないとはいえないとする 2014 年 9 月 23 日の憲法裁判所の判決が存する。

③ VfSlg G42/2014 において、シュタイアーマルク州における自治体統合が問題とされた。2014 年のシュタイアーマルク州の市町村構造改革法 (Gemeindefestaltungsgesetz) (LGBI. Nr.31/2014) に基づき小さな自治体 (Tauplitz, Pichl-Kainisch) と人口約 3,000 人の大きな自治体 (Bad Mitterndorf) 間に統合がなされたが、小さな自治体から州法律の連邦憲法 (7 条 1 項: 平等原則) 違反が主張された。判決は、「タウプリッツとパート・ミッテルンドルフの集落間には密接な関係が何ら存在せず、タウプリッツは、多かれ少なかれ、空間的に閉鎖的な集落地域である。他の集落地域とはかなり離れている。統合による新しい自治体においては、将来の集落発展、交通計画、経済政策などにより、より良い発展の可能性が期待しうる。また、新たな自治体全体で、強力な観光方針 (路線) によって、なおいっそう利益を得ることができる。さらに、共通のインフラ制度の最適利用、施設・消費財・人件費その他の管理運営費の領域における財政的節約が可能となる。財政的に弱い自治体と財政的に強い自治体との調整を行うことは、州立法者の法政策的な形成の自由の範囲内に属する」と述べ、連邦憲法 140 条 1 項 1 号 c. に基づく小さな自治体からの憲法違反の申立てを棄却した。

この VfSlg G42/2014 など一連の判決については、Heinz Mayer, S.418, Anm. (26) 参照。

以上から、機能主義的最適化要請としての「補完性の原則」によれば、より効率的に公任務を処理することができるためには、‘規模の経済’ を考慮し、より大きい自治体に任せ処理する方がより効率的であり合理的ということとなる (③の事例)。しかし、現実には必ずしもそうではなく、‘規模の経済’ に反して、より小さな自治体が公任務を処理するのがふさわしい場合が存する。より大きい自治体では公民の連帯感が生まれず (①の事例)、また、より小さな自治体において公民の連帯感によって公任務の遂行に好影響を与えている (②の事例) 場合においては、効率要請としての「補完性の原則」は完全な形では機能していないことが理解できる。

市町村統合ないし市町村構造改革に関しては、Theo Öhlinger, S.245, S.341; Walter Berka, S.261; Heinz Mayer, S.418; Ludwig K. Adamovich (Band 2), S.214.

(8) Peter Pernthaler, SS.217-218.

(9) Bernd-Christian Funk, SS.265-266; Theo Öhlinger, S.241; Peter Pernthaler, S.307.

(10) VfSlg 8215/1977 は、ザルツブルクの猟師団体 (Salzburger Jägerschaft) に関する事案である。次のように判示する。「憲法裁判所は、1920 年当時既に自治行政体として存在していた職業上の利益団体のみでなく、職業上の利益団体ではない自治行政体 (猟師団体も含まれる) に対しても、従来の判決において、憲法上の疑念を表明してこなかった。自治行政体、および国家機関の指示命令

(訓令)に服さない機関を創造することは、連邦憲法の組織構想の範囲内であり、単純連邦立法者および単純州立法者による自治行政の制度設立は、憲法上許される。ただし、連邦憲法は、立法者に対して、制限のない授権を与えているものではない。このような制限として、連邦憲法7条から生ずるところの「公正の要請(原則)(Sachlichkeitsgebot)」、自治行政体に対する国家的監督としての、行政執行の「合法性(Rechtmäßigkeit)」などの制限が存する。許される自治行政の限界の問題の解明については、連邦憲法118条2項が、帝国市町村法(Reichsgemeindegesezt)という歴史的手本に準拠して、市町村の固有活動領域を表現するために用いたところの公式に拠ることがまず考えられる。そのことから、指示命令(訓令)に拘束されない自己責任的処理のため、自治行政体には、自治行政体に統合されている人々の専らまたは圧倒的な利益を具有し、この共同体によって処理されるのに適しているところの事務のみを委ねることが許されるということが明らかとなる。連邦憲法20条1項(行政機関の訓令拘束性)は、連邦行政および州行政についてのみ妥当するものであり、単純立法者が、自治行政の形式での執行を設けることを排除するものではない」。

市町村の固有活動領域事項を定める連邦憲法118条2項に準拠して、その他の自治行政体、ここでは職業上の利益団体ではない自治行政体にも補完性の原則が適用されることを判示するものである。

- (11) スイス憲法においては、補完性の原則につき、明文規定を置いている(スイス連邦憲法5a条、43a条、46条3項)。
- (12) Bernd-Christian Funk, S.126; Theo Öhlinger, S.99; Walter Berka, S.91; Heinz Mayer, S.130; Peter Pernthaler, S.201, S.218, S.307, S.476; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.230.
- (13) Peter Pernthaler, S.307, S.325.
- (14) Peter Pernthaler, S.307.

## 6.

- (1) Bernd-Christian Funk, S.151; Walter Berka, SS.14-15, S.124; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.127.
- (2) Bernd-Christian Funk, S.152; Walter Berka, S.124; Peter Pernthaler, S.318, SS.324-325; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.298.
- (3) Walter Berka, S.124; Ludwig K. Adamovich (Band 1), SS.298-299, S.328.
- (4) Bernd-Christian Funk, S.145; Walter Berka, SS.124-125; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.327.
- (5) Bernd-Christian Funk, SS.325-326; Walter Berka, S.143.
- (6) Walter Berka, S.143.
- (7) Walter Berka, S.125.
- (8) ‘権限補填条項(Kompetenzdeckungsklauseln)’に関しては、本章1.(4)参照。
- (9) Walter Berka, S.125; Heinz Mayer, S.52.
- (10) 「連邦エネルギー効率化一括法」に関しては、憲法規定は、Artikel 1において、1条、6条、7条、9条、10条、31条、33条、Artikel 2において、1条、6条2項、7条、20条2項、Artikel 4において、1条、14条1項に存する。
- (11) Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.127.
- (12) Walter Berka, SS.14-15, S.22.
- (13) Walter Berka, S.15; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.127は、機能的に反生産的(kontraproduktiv)だと指摘する。
- (14) Walter Berka, S.15; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.127.
- (15) Bernd-Christian Funk, S.44, S.73; Theo Öhlinger, S.52; Walter Berka, S.16, S.22, S.52; Heinz

- Mayer, SS.59-62; Ludwig K. Adamovich (Band 1), SS.126-127.
- (16) Walter Berka, S.16, S.52.
- (17) Walter Berka, S.16; Heinz Mayer, S.60. 連邦憲法 50 条に関しては、Theo Öhlinger, S.27; Walter Berka, SS.21-22, SS.83-84, S.86; Heinz Mayer, SS.117-118; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.122, S.209.
- (18) Theo Öhlinger, S.52, S.284, S.289; Walter Berka, S.17, SS.300-310, S.319; Heinz Mayer, S.62.
- (19) Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.322.
- (20) Peter Pernthaler, S.326.
- (21) Theo Öhlinger, S.124.
- (22) Theo Öhlinger, S.52; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.303.
- (23) Peter Pernthaler, S.296, S.299.
- (24) Peter Pernthaler, S.299.
- (25) Bernd-Christian Funk, S.137; Theo Öhlinger, S.57, S.114; Walter Berka, S.48, S.50; Heinz Mayer, S.88; Peter Pernthaler, S.296, S.299; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.171, S.173.
- (26) Peter Pernthaler, S.299. 「連邦国家」の概念ないし特性につき、さらに、Bernd-Christian Funk, S.92; Theo Öhlinger, S.57, S.114; Walter Berka, S.48, SS.49-51; Heinz Mayer, S.88; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.175; Heinz Mayer, Gerhard Muzak, S.8.
- (27) Theo Öhlinger, S.57; Walter Berka, S.50; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.171.  
 VfSlg 2455/1952 において、州籍の廃止が連邦憲法違反にならないのか問題とされた。オーストリア憲法では、連邦籍と州籍は内容的に同じであり、州籍は特別な法的内容を有するものではなく、州籍から特別の権利義務が生ずるものでもない。連邦籍 (Bundesbürgerschaft) とは別に特別の州籍 (Landesbürgerschaft) の存続は、連邦国家的組織形態の本質に属さず、州籍が存在しないということによって、連邦国家の存続は影響を受けない。州籍の廃止は、オーストリアの連邦国家的性格を本質的に侵害するものではなく、それゆえ、連邦憲法の全部改正に当たらないとされた。Theo Öhlinger, SS.116-117, 第 5 章 2. (4)、本章 4. 注 (1) も参照。
- (28) Theo Öhlinger, S.58; Walter Berka, S.60; Heinz Mayer, S.78, S.88; Peter Pernthaler, S.306; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.137.  
 VfSlg 11927/1988 の事案は、次のごとくである。  
 1983 年のウィーンのパーキングメーター法 (Wr. ParkometerG) (LGBl. Nr.42) 1 a 条は、運転者情報をウィーン市庁に提供する義務を罰則付きで運転免許所持者に課していたが、憲法裁判所によって、このような義務は、'犯罪行為の挙証責任は国家にある' '何人も刑事制裁の下において、自己の可罰的行為の自白を為すことを強要されない' という連邦憲法によって保障された基本原則 (連邦憲法 90 条 2 項: 刑事訴訟における起訴主義 [Anklageprinzip]) を侵害するものとして、1985 年 6 月 27 日の判決で憲法違反として破棄された。しかし、1987 年のウィーンのパーキングメーター法 (Wr. ParkometerG) (LGBl. Nr.24) 1 a 条は、その目的およびすべての本質の規定を、連邦憲法裁判所による法律の違憲性審査 (連邦憲法 140 条) の及ばない「憲法規定 (Verfassungsbestimmung)」として、廃止された 1983 年のウィーンのパーキングメーター法 (Parkometer G) 1 a 条と同様に規定した。1983 年法 1 a 条破棄と同様の根拠から、1987 年法 1 a 条の廃止が申立人から主張された。  
 憲法裁判所は、「憲法裁判所の法律審査権限の制限または基本法秩序の破壊などのような連邦憲法の基本原理の侵害は、基本原理の重大 (schwerwiegend) かつ全般にわたる (umfassend) 侵害が行われる場合のみ、連邦憲法の指導的基本原則 (連邦憲法 44 条 3 項) に違反するのではなく、単なる部分的に (partiell) なされる措置であっても、山のように積み重ねられて (gehäuft) 行われるならば、最終的な効果においては、連邦憲法の全部改正に至りうる」ということを指摘する。こ



の判決は、VfSlg 11756/1988 も引用している。VfSlg 11927/1988 判決において引用されている類似事案の VfSlg 9950/1984, VfSlg 10394/1985 判決については、Bernd-Christian Funk, SS.12-13.

(29) Bernd-Christian Funk, S.94; Walter Berka, SS.51-52; Peter Pernthaler, S.304; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.176.

(30) Bernd-Christian Funk, SS.94-96; Peter Pernthaler, S.304; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.176.

(31) 国家性（主権）の配分につき、大きく2つの理論グループに分けられる。国家—国家理論（Staatenstaatstheorie）と分権化理論（Dezentralisationstheorie）である。前者によれば、支分国は固有の（本来の）（originär）、自主独立の（eigenständig）国家性（主権）を有しており、連邦のみでなく支分国も真の国家である。後者によれば、連邦のみが主権を有する国家（Staat）であり、支分国は国家の性質を有しない主権の無い団体（Verbände）に過ぎず、その組織および機能は、連邦の憲法の委任に基づくものとされる。Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.171.

連邦国家は国家と国家の複合体（ein Staatenstaat）と考える見解は、Peter Pernthaler, S.296, S.299. エーリング（Öhlinger）が、間接連邦行政の改革に関連して、「単一国家的危険にさらされた（einheitsstaatlich gefährdet）連邦国家原理の強化」と述べるのも、Staatenstaat 理論（国家—国家理論）を前提にしており、この見解と思われる。Theo Öhlinger, S.58. また、S.114. さらに、Peter Pernthaler, S.296, Anm. (39) も参照。また、ベルカ（Berka）も、連邦憲法 44 条 2 項（「州の立法または執行の権限を制限する憲法律または憲法規定については連邦参議院の特別多数の同意を必要とする」）に示されるところの州の共同決定権による連邦権力の制限に、州の事実上の国家性を見出している。同旨と思われる。Walter Berka, SS.48-51.

ペルントハレル（Pernthaler）は、州の本来の国家性（originäre Staatlichkeit）を承認する憲法裁判所の判決（VfSlg 935/1928, 2092/1951, 7593/1975）が存在していることを指摘する。また、州憲法においても、例えば、フォールベルク州憲法 1 条 2 項において「自主独立の国家」、チロール州憲法 1 条 1 項において「自主独立の州」、同条 2 項において「国家的任務」、同条 3 項において「州の国家権力」という文言で、州の本来の国家性が表現されている。Peter Pernthaler, SS.300-301.

これに反して、連邦国家は一つの単一国家の分権形式、分権化された一つの国家（ein dezentralisierter Staat）と考える見解は、Bernd-Christian Funk, S.92; Heinz Mayer, S.88; Heinz Mayer, Gerhard Muzak, S.8. オーストリア連邦国家を「分権化された一つの国家（単一国家）」と考える見解が一般的（支配的）であるとされている。Walter Berka, S.51; Heinz Mayer, Gerhard Muzak, S.8.

(32) Peter Pernthaler, SS.294-298; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.171, SS.176-178. 第 5 章 3. 注 (22) も参照。

(33) Walter Berka, S.142; Peter Pernthaler, S.313, S.348.

(34) アダモヴィッチによると、機能（Funktion）は、権限（Kompetenz）または任務（Aufgabe）として理解される。Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.173.

(35) Theo Öhlinger, S.114; Walter Berka, S.141, S.142; Heinz Mayer, S.173; Peter Pernthaler, S.301, S.348; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.283, S.322.

(36) Theo Öhlinger, S.119; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.173. より分かりやすく表現すれば、「自己の権限と他者の権限を自由に処理する権限」と言い換えることができる。Bernd-Christian Funk, S.148; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.331.

(37) Bernd-Christian Funk, S.148; Theo Öhlinger, S.119; Walter Berka, S.125; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.173.

(38) Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.331.

(39) Bernd-Christian Funk, S.148; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.17.

(40) Theo Öhlinger, S.57.

- (41) Bernd-Christian Funk, S.148; Walter Berka, S.51.  
 (42) 権限配分問題における州の共同決定権による連邦権限のこの制限の中に、州の事実上の国家性の徴候が存在する。Walter Berka, S.50, S.51.  
 (43) Theo Öhlinger, S.26, S.28, S.54, S.57; Walter Berka, S.50; Peter Pernthaler, S.301, S.305.  
 (44) Theo Öhlinger, S.119; Walter Berka, S.125; Heinz Mayer, S.157; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.173, S.331.  
 (45) Bernd-Christian Funk, S.148, S.156; Theo Öhlinger, S.119, S.130; Walter Berka, S.125; Heinz Mayer, S.158, S.162; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.331.  
 (46) Bernd-Christian Funk, S.148, S.156; Walter Berka, S.125; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.322.  
 (47) Bernd-Christian Funk, S.148; Walter Berka, S.125; Peter Pernthaler, S.301, S.304, S.348; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.323.

参考・引用文献

- Bernd-Christian Funk, *Einführung in das österreichische Verfassungsrecht (14.Auflage)*, Leykam Kurzlehrbücher, 2011.
- Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (2.Auflage)*, Springer-Verlag, 1984.
- Theo Öhlinger, Harald Eberhard, *Verfassungsrecht (12.Auflage)*, Facultas Verlags-und Buchhandels AG facultas.wuv Universitätsverlag, 2019.
- Walter Berka, *Verfassungsrecht (7.Auflage)*, Verlag Österreich GmbH, 2018.
- Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, *Grundriss des österreichischen Bundesverfassungsrechts (11.Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung GmbH, 2015.
- Peter Pernthaler, *Österreichisches Bundesstaatsrecht*, Verlag Österreich GmbH, 2004.
- Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte (4.Auflage)*, Trauner Verlag, 2007.
- Wilhelm Brauneder, *Österreichische Verfassungsgeschichte (11.Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 2009.
- Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 1988.
- Ernest C.Hellbling, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag, 1956.
- Ludwig K.Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag, 1947.
- Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 1:Grundlagen, 2.,aktualisierte Auflage)*, SpringerWienNewYork, 2011.
- Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 2:Staatliche Organisation, 3.Auflage)*, Verlag Österreich, 2014.
- Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 3:Grundrechte, 3.Auflage)*, Verlag Österreich, 2019.
- Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank *Österreichisches Staatsrecht (Band 4:Allgemeine Lehren des Verwaltungsrechts, 2.Auflage)*, Verlag Österreich, 2017.
- Heinz Mayer, Gerhard Muzak, *Das österreichische Bundes-Verfassungsrecht. Kurzkommentar (5.Auflage)*, MANZ'sche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 2015.
- <http://www.verfassungen.at/at18-34/index29.htm>, *Verfassungen Österreichs*, 2012.

- <http://www.ris.bka.gv.at>, *Gesamte Rechtsvorschrift für Bundes-Verfassungsgesetz*, 2022.
- Bundeskanzleramt, *Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich (BGBl.)*, Österreichische Staatsdruckerei.
- *Ämtliche Sammlung der Erkenntnisse und wichtigsten Beschlüsse des Verfassungsgerichtshofes (VfSlg)*.
- 高田敏「オーストリア連邦憲法」、畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集〔第五版〕』、有信堂、2018年。
- 各州憲法（Landesverfassungen）に関しては、Bgld LGBl 1981/42; Ktn LGBl 1996/85; NÖ LGBl 1978/205; OÖ LGBl 1991/ 122; Sbg LGBl 1999/25; Stmk LGBl 2010/77; Tir LGBl 1988/61; Vbg LGBl 1999/9; Wien LGBl 1968/28を参照。

